

内閣府
○ 令第 号
財務省

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、銀行等保有株式取得機構に関する命令を次のように定める。

平成十三年十二月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

財務大臣 塩川正十郎

銀行等保有株式取得機構に関する命令

（定義）

第一条 この命令において使用する用語は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（機構の会員となる手続）

第二条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）の会員になろうとする者は、次に掲げる事項を

記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 取締役及び監査役（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店（以下この条において「外国銀行支店」という。）の場合にあつては同項の規定により当該外国銀行支店の取締役とみなされた者、法第二条第三号及び第四号に掲げる者の場合にあつては理事及び監事の氏名

三 本店又は主たる事務所の所在地（外国銀行支店の場合にあつては、当該外国銀行支店の所在地。次条において同じ。）

四 申請の日

2 前項の申請書には、定款（外国銀行支店の場合にあつては、定款又は当該外国銀行支店に係る銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の性質を識別するに足りる書類）その他機構が必要と認める書類を添付しなければならない。

（設立の認可申請）

第三条 法第十五条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 発起人の商号又は名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を記載した書面
 - 二 創立総会の会議の日時及び場所についての公告に関する事項を記載した書面
 - 三 創立総会の議事の経過を記載した書類
 - 四 会員となる旨を申し出た銀行等の商号又は名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を記載した書面
 - 五 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書面
 - 六 役員が法第二十三条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 七 設立当時において帰属すべき財産の目録
- 2 内閣総理大臣及び財務大臣は、法第十六条第一項の審査を行うために必要があると認めるときは、発起人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(設立の認可申請の手続)

第四条 発起人は、法第十五条第一項に規定する認可申請書及びその添付書類を内閣総理大臣に提出するときは、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

(株式に準ずるもの)

第五条 法第十九条第二項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資のうち、証券取引法(昭和二十三年法律二十五号)第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されているものとする。

(定款の変更の認可申請)

第六条 機構は、法第十九条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更を必要とする理由
- 三 変更の議決をした総会の議事の経過
- 四 その他参考となるべき事項

(役員を選任及び解任の認可申請)

第七条 機構は、法第二十二條第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任しようとする役員の名、住所及び履歴

二 選任しようとする役員(設立当時の役員を除く。)が法第二十三條各号のいずれにも該当しないことの誓約

三 選任又は解任しようとする理由

四 選任又は解任の議決をした総会の議事の経過

(委員会の委員の任命の認可申請)

第八条 機構の理事長は、法第二十六條第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に運営委員会(以下「委員会」という。)の委員として任命しようとする者の名、住所及び履歴並びに当該任命しようとする者が第十一條において準用する法第二十三條各号のいずれにも該当しないことの誓約を記載した書面を添付して金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

(委員会の組織)

第九条 委員会に委員長一人を置く。委員長は、委員のうちから、委員並びに機構の理事長及び理事が互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員会の委員の任期等)

第十条 委員会の委員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会の委員は、再任されることができる。

3 委員会の委員は、非常勤とする。

(委員会の委員の欠格事由)

第十一条 法第二十三条の規定は、委員会の委員について準用する。

(委員会の委員の解任)

第十二条 機構の理事長は、委員会の委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

2 機構の理事長は、前項の規定により委員会の委員を解任したときは、遅滞なく、金融庁長官及び財務大臣に届け出なければならない。

(委員会の議決の方法)

第十三条 委員会は、委員長又は第九条第三項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員会の議事の手続その他運営に關し必要な事項)

第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、委員会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(業務の委託の認可申請)

第十五条 機構は、法第三十五条の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 委託しようとする信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。以下この項及び第二十一条において同じ。）及び次条に定める者の商号、名称又は氏名（法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名又は日本における代表者の氏名）

二 委託しようとする信託会社の本店又は次条に定める者の主たる営業所の所在地

三 委託しようとする業務の内容

2 前項の認可申請書には、理由書、業務の委託に係る契約に関する書類その他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

(業務の委託先)

第十六条 法第三十五条に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する投資顧問業者とする。

（業務規程の記載事項）

第十七条 法第三十六条第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十四条第一項第二号に規定する株式の売付けの媒介に関する事項

二 法第三十五条に規定する業務の委託に関する事項

三 法第四十一条第一項に規定する当初拠出金及び同条第三項に規定する売却時拠出金並びに法第四十二条に規定する手数料の収納及び管理に関する事項

四 法第四十三条第一項に規定する延滞金の納付に関する事項

（業務規程の変更の認可申請）

第十八条 機構は、法第三十六条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更を必要とする理由

三 その他参考となるべき事項

(特別株式買取りの申込みに係る株式の要件)

第十九条 法第三十八条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特別株式買取りの申込みに係る株式を発行している会社が次のいずれかに該当すること。

イ 一 以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下このイにおいて同じ。）により、当該会社が既に発行した社債券（物上担保又は保証が付されているものを除く。）のいずれかに、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されていること（当該格付が公表されている場合に限る。）。

ロ イに規定する要件に準ずるものとして業務規程で定める要件を満たしていること。

二 一の会員から特別株式買取りの申込みがあつた株式数（当該申込みに係る株式の銘柄ごとの株式数とする。以下この号において同じ。）及び当該一の会員から特別株式買取りにより既に買い取つた株式数

を合計した株式数が当該一の会員の平成十三年三月三十一日に保有していた株式数を超えないこと。

(株式の買取り等の報告)

第二十条 機構は、法第三十八条第四項前段の規定による株式の買取りの報告をする場合において、当該株式の買取りが特別株式買取り以外のものであるときは、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 買取りの日
- 二 株式を売却した会員名
- 三 株式の銘柄及び株式数
- 四 買取りの価額及びその算定方法
- 五 受取手数料の金額

2 機構は、法第三十八条第四項前段の規定による株式の買取りの報告をする場合において、当該株式の買取りが特別株式買取りであるときは、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 売却時抛出金の金額

二 法第三十八条第三項に規定する要件に関する事項

3 機構は、法第三十八条第四項後段の規定による株式の売付けの媒介の報告をするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 売付けの日

二 株式を売却した会員名及び当該株式を買い取った者の商号、名称又は氏名

三 株式の銘柄及び株式数

四 売付けの価額

五 受取手数料の金額

(株式の処分の報告)

第二十一条 機構は、法第三十九条の規定による報告をするときは、当該報告に係る株式の処分を經理する勘定ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。法第三十五条の規定により委託を受けた信託会社による当該委託に係る株式の処分の報告をするときも、同

様とする。

- 一 処分の日
- 二 処分の方法
- 三 処分に係る株式を機構から買い取った者が明らかでない場合においては、当該者の商号、名称又は氏名
- 四 株式の銘柄及び株式数
- 五 処分の価額及びその算定方法
- 六 支払手数料の金額
- 七 処分による損益

(経理原則)

第二十二條 機構は、機構の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(勘定区分)

第二十三條 機構の会計においては、特別勘定及び一般勘定の別に貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、ま

た、必要に応じ、計算の過程を明らかにするための勘定を設けて経理するものとする。

(予算の内容)

第二十四条 機構の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

(予算総則)

第二十五条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一 第二十九条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二 第三十条第二項の規定による経費の指定

三 前二号に掲げる事項のほか、予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第二十六条 収入支出予算は、特別勘定及び一般勘定の別に、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。

(予算の添付書類)

第二十七条 機構は、法第四十五条前段の規定による予算の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類

2 機構は、法第四十五条後段の規定による予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した書面に、前項第二号及び第三号に掲げる書類を添付して金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

(予備費)

第二十八条 機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

(債務を負担する行為)

第二十九条 機構は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもって金融庁長官及び財務大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

(予算の流用等)

第三十条 機構は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第二十六条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2 機構は、予算総則で指定する経費の金額については、総会の議決を経て、かつ、金融庁長官及び財務大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することはできない。

(資金計画)

第三十一条 法第四十五条前段の資金計画には、次の事項に関する計画を掲げなければならない。

一 資金の調達方法

二 資金の使途

三 その他必要な事項

2 機構は、法第四十五条後段の規定による資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した書面を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

(収入支出等の報告)

第三十二条 機構は、四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第二十九条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に、金融庁長官及び財務大臣に報告しなければならない。

(事業報告書)

第三十三条 法第四十六条第一項の事業報告書には、事業の実績及び資金計画の実施の結果を記載しなければならない。

(決算報告書)

第三十四条 法第四十六条第一項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第二十五条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

(収入支出決算書等)

第三十五条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 収入 次に掲げる事項
 - イ 収入予算額
 - ロ 収入決定済額
 - ハ 収入予算額と収入決定済額の差額
- 二 支出 次に掲げる事項
 - イ 支出予算額
 - ロ 予備費の使用の金額及びその理由
- ハ 流用の金額及びその理由

ニ 支出予算現額

ホ 支出決定済額

ヘ 不用額

2 前条第一項の債務に関する計算書には、第二十九条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

(財務諸表等の備置期間)

第三十六条 法第四十七条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める期間は、五年間とする。

(区分経理)

第三十七条 機構は、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区別して経理をすることが困難なときは、当該事項については、あらかじめ金融庁長官及び財務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理をすることができる。

(運営に必要な経常的経費)

第三十八条 法第四十八条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、機構の運営に必要な人件費、事務費、賃借料その他の一般管理費とする。

(利益及び損失の処理)

第三十九条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金の認可申請)

第四十条 機構は、法第五十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 前各号に掲げるもののほか、借入れに関し必要な事項

(借入先の金融機関)

第四十一条 法第五十条第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 銀行法第二条第一項に規定する銀行

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

三 信用金庫及び信用金庫連合会

四 信用協同組合

五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同

組合連合会

六 労働金庫及び労働金庫連合会

七 農林中央金庫

八 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

九 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

（余裕金の運用）

第四十二条 法第五十二条第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める方法は、金銭の信託とする。

（会計規程）

第四十三条 機構は、その財務及び会計に関し、法及びこの命令に定めるもののほか、会計規程を定め、遅滞なく、金融庁長官及び財務大臣に届け出なければならない。

2 機構は、前項の会計規程を変更したときは、その変更した事項及びその理由を明らかにして、遅滞なく、金融庁長官及び財務大臣に届け出なければならない。

（解散決議に係る認可申請）

第四十四条 機構は、法第五十七条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 解散の理由

二 解散の決議をした総会の議事の経過

三 直前の事業年度末の資産、負債及び直前の事業年度の損益の内容

2 金融庁長官及び財務大臣は、法第五十七条第二項の規定による認可を行うために必要があると認めるときは、機構に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

附 則

この命令は、法の施行の日（平成十四年一月四日）から施行する。